

川崎市子どもの権利に関する条例

—各条文の理解のために—



2001年（平成13年）7月

川崎市・川崎市教育委員会

川崎市子どもの権利に関する条例

〔 2000年（平成12年）12月21日
川崎市条例第72号 〕

改正 2001年（平成13年）6月29日

目 次

	ページ
はじめに	2
各条文の解説	
前 文	4
第1章 総則（第1条～第8条）	8
第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）	15
第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障	
第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）	23
第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条） ..	27
第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）	32
第4章 子どもの参加（第29条～第34条）	34
第5章 相談及び救済（第35条）	38
第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）	40
第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）	42
第8章 雑則（第41条）	45
附 則	45
おわりに	47

はじめに

～条例制定の背景～

川崎市子どもの権利に関する条例は、２０００年（平成１２年）１２月２１日、川崎市議会において全会一致で可決成立し、２００１年（平成１３年）４月１日から施行されています。

この条例は、日本で最初の子どもの権利に関する総合的な条例であり、また、本市にとっても、条例案づくりを市民・子ども参加の中で進めてきたという点で、おそらく前例のない、初めての取組だったと言えます。

条例案の具体的な策定作業は、１９９８年（平成１０年）９月にスタートしました。「川崎市子ども権利条例検討連絡会議」とその作業委員会にあたる「川崎市子ども権利条例調査研究委員会」を同月に設置し、市民とともに考えあいながら条例骨子案をまとめていただくように諮問しました。

この条例をつくる背景としては、子どもたちが決して幸福とはいえない状況におかれているという認識に加え、１９９４年に日本も批准している「児童の権利に関する条約」（１９８９年１１月２０日に国連総会で採択。以下、「子どもの権利条約」という。）があります。

本市は、人権尊重と平和、多文化共生を基底に据えた「人間都市かわさき」の創造を大きな政策目標として掲げています。確かに、条約を結ぶのは国の役割ですが、子どもたちが実際に生活している場は地域社会であり、自治体は、現実に生活している子どもたちと毎日向き合っている仕事をしています。子どもの生活の場に即して、子どもの目線に立って、保障されるべき権利をかみくだきながら現実生活の中でいかし実現していく作業こそが自治体に求められており、しかも、自治体でしかできない役割ではないのか、そういう観点から、条例の内容はもとより、条例づくりのプロセスを大事に考え、地域社会の主権者である市民・子どもたちとともに条例化の作業を進めていくことをめざしました。

こうして２００回を超える様々な会議や集会がもたれ、約２年近くをかけてまとめられた条例骨子案が、２０００年（平成１２年）６月に「検討連絡会議」から報告書の形で答申され、その後、約半年近くをかけ答申内容に沿って条文を整理し条例案としてまとめ直し、同年１２月の議会に提案し成立したものです。

〔条例の一部改正について〕

２００１年（平成１３年）６月の市議会において、本条例の一部が改正されました。

改正点は、権利侵害にかかわる子どもの救済についての規定が、第５章「相談及び救済」として本則に位置づけられたことです。

本条例の制定時には、子どもの救済にかかわる規定は本則に設けられていませんでした。条例骨子案の答申では、権利侵害からの子どもの救済についての内容が大きな柱の一つでしたが、本市では「統合的オンブズマン制度」として新たに人権オンブズパーソンの設置が並行して検

討されており、新たな救済の仕組みはその制度の中で実現が図られる予定であることから、附則に関連内容を規定するにとどめていました。

2001年（平成13年）4月、川崎市における人権救済機関の設置について検討を重ねてきた川崎市統合的市民オンブズマン制度検討委員会から、「川崎市人権オンブズパーソンの設置による統合的オンブズマン制度の構築について」としてまとめられた内容が市長に提言され、同年6月の市議会において、この提言内容を踏まえてまとめられた「川崎市人権オンブズパーソン条例」案が審議される運びとなったことを受け、子どもの救済にかかわる規定を本条例の本則の中に新たに挿入する形で本条例を改正することになったものです。ただし、挿入部分以外の条文内容に変更はありません。

（なお、6月の市議会では、川崎市人権オンブズパーソン条例と男女平等かわさき条例の制定と、子どもの権利に関する条例の一部改正がなされ、それぞれ6月29日に公布されています。）

～総合性をめざす本条例の全体構成～

本条例の内容は、子どもの権利の保障を総合的にとらえ、権利の保障を実効性のあるものにしていけるように具体的な制度や仕組みを含んだ内容構成となっており、各章の内容がそれぞれ相互に補完し合いながら全体としても実効的なものになるよう配慮しまとめています。

具体的な構成としては、権利保障をすすめる際の理念や原則となる基本法的な内容（前文、第1章、第2章）と子どもの生活に即した権利の保障のあり方や施策にかかわる規定（第3章）、具体的な制度や仕組みを規定している内容（第4章、第5章、第6章、第7章）等となり、これらの権利の理念や権利の保障のあり方と制度が相呼応して機能するような総合条例をめざしています。

本条例の一部改正により、第5章に救済規定を位置づけていますが、これは、前文から第5章までの内容を受ける形で第6章で行動計画を策定することを定め、第7章で市の施策や子どもの権利状況がどのようになっているかを子どもの権利委員会が検証していくという構成をめざしたからです。

条例骨子案の検討段階でも、当初はこのような構成が考えられていましたが、前述した人権オンブズパーソンの条例化の時期の問題もあり、答申された条例骨子案では最後の第7章に救済内容がまとめられたという経緯がありました。

なお、本条例の構成にあたっては、各章・各条の内容がそれぞれ相互に補完し合うように配慮しています。そのため、各条文の解釈にあたっては、本条例全体の中に位置づけ、相互に関係づけながら理解していくことが大切です。

各 条 文 の 解 説

前 文

<前文の趣旨>

前文は、子どもの権利に関する条例の制定に対する市及び市民の決意を宣言するものですが、同時に、本条例の制定に際して、子ども及び子どもの権利についての考え方を示したものでもあります。

子どもの権利に関する条例を制定するにあたっては、子どもや子どもの権利についての考え方―「子ども観」や「子どもの権利の理念」ともいえます―の違いを克服し、その考え方を共有することも課題の一つでした。

国連で子どもの権利条約が採択されたのは、これまでの「子ども観」の転換を図る必要性があることを物語っていますが、このような条約の形で子どもの権利について規定しなければならないほど、子どもや子どもの権利についての考え方に差異があり、その差異を正さなければ子どもの権利の確保、実現が困難であるという背景があります。

子どもが置かれている現実を目を向けるとき、こうした考え方の違いの克服なくして子どもの権利保障はありえないともいえます。

市民や子どもたちの参加を得ながら進められた条例骨子案づくりは、この権利についての考え方の共有をめざした取組でもありました。

前文は、こうしたことを考慮し、これまでの条例制定過程で認識され、確認されてきた子ども及び子どもの権利についての考え方を、子どもの権利条約や国連「児童の権利に関する委員会」（以下、国連「子どもの権利委員会」という。）の総括所見などの国際的な水準をふまえて示したものとなっており、この前文に示した内容は本条例全体を貫く基本的な考え方として、条例全体の解釈と運用にあたってもおさえられなければならないものと位置づけています。

前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

＜前文の構成＞

前文は七つの部分からなっています。まず初めに一人の人間としての子どもの尊厳について記述し、二段落目で子どもを権利の全面的な主体者として位置づけています。

次に、三段落目はこの条例で考える権利と責任の関係を整理し、四段落目で子どもを大人のパートナーとして位置づけ、五段落目で地球市民としての子どもの役割をおさえています。

そして六段落目で権利の保障の意義につき確認したうえで、最後の七段落目で子どもの権利保障を進める決意を宣言する形をとっています。

＜権利の全面的な主体＞

本条例が前提とする「子どものとらえ方（子ども観）」であり、国連「子どもの権利委員会」からの日本への総括所見のなかにある表現を踏まえています。

子どもの権利条約は、子どもを保護される対象（客体）から自ら権利を行使する主体へと「子ども観」を転換し、その上で、子どもの権利について定めていますが、日本の現状としては、子どもが「権利の主体」としてはまだまだ認識されていない現状にあり、そのことへの懸念を、国連「子どもの権利委員会」は日本に対する総括所見のなかで次のように指摘しています。（1998年6月「条約第44条の下での締約国により提出された報告の審査 — 国連「子どもの権利委員会」の総括所見（最終見解）：日本」第18会期）

「委員会は、条約の原則と規定についての認識、特に条約が権利の完全な主体としての児童の概念に重要性を置いていることについての認識を、社会の全ての部分において、児童及び成人の間で同様に、広く普及し促進するためにとられた措置が不十分であることを懸念する。」（総括所見 「C. 主な懸念事項」 11）

「権利の完全な主体としての児童の地位を強化するため、委員会は、条約がすべての教育機関のカリキュラムに取り入れられるよう勧告する。」（総括所見「D. 提案及び勧告」 33）

「権利の完全な主体」というより「権利の全面的な主体」のほうがわかりやすいと判断し、これを使用しています。

＜子どもの最善の利益の確保＞

子どもの権利条約第3条第1項に規定されていますが、条約全体を解釈・運用していく際の一般原則ともなる考え方です。とりわけ、公私の社会福祉機関、行政機関の活動基準としてはもちろんですが、裁判所や立法機関においてもこの原則が求められます。

＜差別の禁止＞

子どもの権利条約第2条第1項に規定されていますが、この条約以前の、世界人権宣言（1948年）やその宣言内容をもとに定められた国際人権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」1966年、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」1966年）、児童の権利に関する宣言（1959年）等でもおさえられている国際原則です。

＜子どもの意見の尊重＞

子どもの権利条約第12条が根拠規定ですが、内容としては、子どもに影響を及ぼすことが決められるときにはそのすべての事柄について、子どもは自由に意見を表明でき、その意見は子どもの年齢と成熟に応じて正当に重視されなければならないと、司法・行政手続きにおいても子どもの意見を聴く機会が確保されなければならないことが定められています。

子どもに影響を及ぼす事柄を、子どもの最善の利益を考慮し決定するには、権利行使の主体者である子どもの意見を尊重しなければならないという原則を示したものであり、成長の途上にある子どもにとって、自分にかかわる事柄の決定過程に参加していくことの意義を明示した原則でもあります。

この趣旨は、子どもの権利条約以前の国際文書のなかでもおさえられていますが（「子どもの権利の法的保護に関する諸原則」1977年—子どもの権利の法的保護に関するワルシャワ会議；「少年司法運営のための国際連合最低基準規則」1985年等）、これらの国際文書の内容を受けて、子どもの権利条約では、子どもの権利の基本原則のひとつとして「子どもの意見の尊重」を規定しています。

＜権利の相互尊重＞

子ども権利条例検討連絡会議と調査研究委員会において進められた条例骨子案の検討作業のなかでは、この権利と責任の関係についてはかなりの時間をかけて審議され、また市民集会等においても最も関心をよんだのがこのテーマでした。

子ども委員会でも、また市民や学校関係者等との対話を通してこの「権利と責任」をめぐる議論することで、「子どもの権利」の考え方を共有する努力が払われてきたともいえます。

そのような論議をふまえ、条例全体にかかる考え方として、「権利と責任」についての考え方をこの前文に位置づけました。

権利と責任の関係については、子どもは権利の主体者であることを前提にしたうえで、子どもは権利の学習や権利を実際に行使するなかで他の者の権利を尊重する力や責任を身につけることができるという考え方に立ち、あわせて、自分の権利と同様に他の者の権利を相互に尊重しあうことが権利保障の取組では欠かせないという視点からまとめています。

<社会を構成するパートナー>

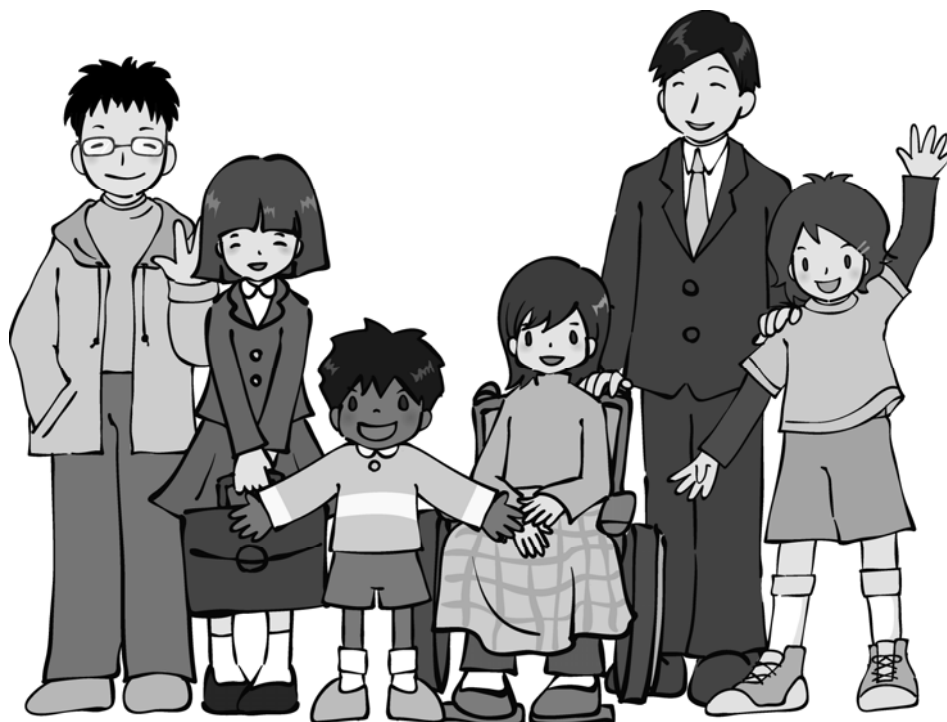
児童憲章ではその総則において、子どもを「社会の一員」として位置づけていますが、ここでは社会を大人とともに作っていくという大人との対等性において、より高い表現をめざしており、今の社会に生きている同じ人間同士という目線で、子どもと大人の関係を表現しています。

<子ども最優先の原則>

もともとは、人類が児童に対し最善のものを与える義務を負うことを認めた1924年の児童の権利に関する宣言〔ジュネーブ宣言〕において、子どもに保障されるべき諸権利の一つとして、危急に際しては子どもには最優先的な援助が与えられるという権利として位置づけられたものです。

この「子ども（女性）から救おう」という趣旨をさらに発展させたのが1990年に開催された「子どものための世界サミット」であり、そのサミット宣言のなかで「子どもの福祉には最高レベルの政治行動が必要であること」とともに、「すべての子どもによりよい未来を保障することよりも崇高な任務は他にはない」との「子ども最優先の原則」が示されています。

このように、今日では単に救護だけではなく積極的に使用される言葉となっていますが、本条例の前文では、このような国際的な原則として提示しています。



第1章 総則

＜第1章の趣旨＞

この章は、総則的な内容をまとめた内容となっています。

まず、この条例を制定する目的を規定し、次に、この条例で使用している重要語句の定義をし、その上で、子どもの権利を保障するための市及び市民等の責務を定めています。また、条例を実施していく際に、市以外の機関への協力要請が必要なことを定め、制定された条例の内容理解や周知を図っていくための広報、学習、市民活動との連携等につき規定し、条例の内容が地域社会の中でより生かされていくことをめざしています。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

本条例の制定にあたって子どもの権利保障に取り組む際の基本的な考え方を前文で提示したうえで、第1条では、子どもの権利の保障を図る目的の下に本条例で定めている内容を、市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等のいくつかの柱で例示したものです。

＜本条例が拠り所としている「子どもの権利条約」＞

本条例が子どもの権利を考える際の基本的な理念としているものは、この解説の中でもしばしば引用している「子どもの権利条約」です。

前文においては本条例を制定する決意を宣言する際に、本条例が子どもの権利条約の理念に基づくことを明らかにしています。

この条約は、世界中で法的に拘束力をもつ歴史上初の子どもの権利のとりきめであり、この条約以前の国際条約のなかで規定されている内容を踏襲しさらに発展させ、子どもの権利をすべてひとつにまとめあげたものとなっています。

従って、本条例において使用する「子どもの権利」は、この条約で規定されている権利が前提となっています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者

- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

第1号 子ども

本条例では、その適用範囲を18才未満とし「子ども」と定義しています。

適用年齢を18才未満とした背景には、「児童福祉法」、「児童の虐待等の防止に関する法律」、そして「子どもの権利条約」がその対象年齢を18才未満としていることがあります。

「神奈川県青少年保護育成条例」も、対象者の上限を18才未満としています。

現在の日本では、18才未満の青少年に対する統一した呼称がなく、「児童」「少年」「青少年」「未成年」等の用語が用いられていますが、このような呼称は、必ずしも本条例の対象範囲との関係で適切ではありません。

「児童」という用語は児童福祉法では本条例と適用範囲をいつにしていますが、学校教育法上では「児童」とは小学校に在籍している子どもをさしています。そのため、日本が批准した「児童の権利に関する条約」についても、広くは「子どもの権利条約」という呼称が容認され使用されています。

少年法は20才未満が対象であり、「少年」とは男子の呼称として使用されることもあります。「青少年」は20才をこえても使用され、「未成年」は20才未満をさしています。

このように、18才未満の青少年に対する統一した呼称がないことと同時に、「児童」という言葉がどちらかというと保護される対象としてのイメージが強く、権利を行使する主体性を表すには、「子ども」という用語の方がふさわしいということもあり、本条例では「子ども」という表現を用いています。そのため、本条例で用いている「大人」は、原則として18才以上のものをさすこととなります。

「市に関係ある18才未満のもの」としては、市内在住、在勤、在学者を想定していますが、市の機関（例えば、児童相談所）が措置して市外の施設に入所している子どもも対象となります。入所後に便宜的に住所を市外に移している場合も同様です。市の児童相談所が措置したケースでは、入所中も措置変更等の手続きも継続して市の児童相談所が所管することになっているからです。また、入所の際に、困った場合には、現時点では本市の児童福祉審議会に相談する旨の「権利ノート」を持たせています。

「その他これらのものと等しく権利を認めることが適当と認められるもの」としては、高校3年生を想定しています。高等学校（全日制）では、通常17才と18才の生徒が3学年に在籍していることが一般的であることから、本条例を活用することで教育活動に支障のないように運用上で考慮できる余地を残しています。（ただし、教育活動に支障のないように配慮することであって、18才の高校3年生をすべて条例上の「子ども」とするというものではありません。）

骨子案の検討段階では、18才・19才が法律の谷間にあること（例えば、本条例や「子どもの権利条約」「児童福祉法」で規定されている権利からは除外され、「民法」等の成人としての権利からも除外されている）の指摘があり、18才・19才が法のすき間になっていることをどうするか検討されましたが、条例で規定することは困難であり、今後の課題となりました。

第2号 育ち・学ぶ施設

本条例が対象とする「子ども」は0才～18才未満までをさし、子どもを生まれてから18才に達するまでの時間的な流れの中に位置づけ、子どもの権利保障を考えています。

この期間の子どもの成長にかかわる施設の役割は大変重要であり、そこでの生活は子どもに大きな影響を及ぼすものです。

自分の家庭以外で子どもが生活する場であり、とりわけ意図的、継続的に子どもにかかわりをもち子どもの育つ権利や学ぶ権利の保障に努めている施設のうち、子どもが任意に利用するものではなく、入所や通所、または通学している施設を「育ち・学ぶ施設」として定義したものです。

児童福祉施設のおもなものとしては、保育所、児童養護施設等がありますが、その中には「医療施設」「保健所」は入らず、児童福祉法第7条がこれに該当し、本条例ではそれを受けて定義しています。

学校関係では幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ろう学校、養護学校、専修学校、各種学校があります。この定義の中には民間のフリースクールも含めています。

第3号 親に代わる保護者

さまざまな理由から、親に代わり親としての役割を法的に認められ果たす立場の者を定義しています。

子どもの権利条約ではその第3条第2項において、まず基本的には親または法的に親に代わる者の権利及び義務を考慮したうえで、国が子どもの福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束しています。

つまり、まずは親ができる限り子どもを養育することが大切なのであり、国は親が子どもを養育できるように支援するためにあらゆる努力をすべきだとしています。

具体的には、里親をさし、その他の親に代わり子どもを育てる者としては親権代行者がこれに該当し、親権代行者の例としては、親自身が未成年者であり親権者たりえない場合に、祖父母や親戚のものがこれにあたる場合等が考えられます。

なお、親、後見人がいない場合は、児童福祉施設の長がこれにあたる場合もあります。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

- 2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

第 1 項について

本条例制定のねらいである子どもの権利保障を進めるにあたって、市が果たさなければならない責務を規定しています。

市がその責務を果たすにあたっては、子どもの権利条約、法律及び本条例が示すところの子どもの権利がまず尊重されなければならない、そのうえで子どもの権利にかかわるあらゆる施策を通じ子どもの権利保障に努めることを市に義務づけた規定となっています。

なお、市が市へ義務づける規定のしかたは「～するものとする」という表現を本市では用いています。

本条例で用いている「子どもの権利」を考える際には、子どもの権利条約の締約国である国と自治体との関係についても考えておく必要があります。

子どもの権利条約第 4 条では、条約の締約国に対し条約の実施義務を課しています。この実施義務を負っているのは政府ですが、実施義務の内容を具体化する際には、その権限において自治体が果たさなければならないものもあります。憲法原則上は国と自治体は対等なものであり、子どもに関係する事柄の多くは自治体の権限に属することを考えると、政府が負っている義務とは別に、自治体にも条約の具体的実施に果たす責務があるといえます。

また、子どもの権利保障を現実的に進めるとなると、子どもが現に生活している身近な場や地域における権利実現こそが重要であり、地域社会に責任を負う自治体こそがこの分野で果たすべき役割が極めて大きいといえます。

第 2 項について

第 2 項では、市民の責務として、市民それぞれがそれぞれの立場のなかで子どもの権利の保障に果たすべき責務を示していますが、子どもの権利保障は行政だけで担いきれるものではなく、すべての市民とともに役割を担いあっていくことが欠かせない視点となることの重要性を「市との協働」という表現で表しています。

第 3 項について

市以外のもので市内において「育ち・学ぶ施設」を設置し管理するもの、具体的には、民間の保育所や施設、私立学校、県立学校、各種学校、県立の施設等の責務を定めています。

設置者が教育委員会や経営者などで管理者が校長や施設長である場合等、設置者と管理者が異なる場合もあります。職員とは、それらの育ち・学ぶ施設で働く管理者以外のものをさします。

なお、市民である子どもで市外の施設や学校等に入所、通所、または通学している場合については、次の第 4 条において市が協力を要請し働きかけを行うものとしています。

第 4 項について

市内で事業を営むものが、子どもの権利保障を進めるうえで雇用している市民に対して果たす責務を定めています。

具体的には、子どもを養育している市民を雇用する場合と 15 歳以上の子どもを雇用する場合に、子どもの権利の保障の観点から市の施策への協力を求める内容としています。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

市が子どもの権利保障を進めていく際、場合によっては市だけでは進められない場合も想定されます。

例えば、市の管轄範囲や権限を越えている場合がこれにあたりますが、そのような場合に市が何もしないのではなく、積極的に協力を要請する等の働きかけをしていくことも必要となります。

要請していく相手としては、市内の子どもの入所、通所、又は通学している他の公共団体、市外の民間施設や公的機関等の関係機関がありますが、法律等の関係では国に要請する場合も想定しています。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めものとする。

市が子どもの権利に関する条例を制定し子どもの権利保障を進めるにあたっては、広く子どもの権利について普及・啓発をし、市をあげて市民とともにその役割を果たしていくことが大切です。

かわさき子どもの権利の日は、本条例の制定を記念するのみではなく、制定された条例を普及し、子どもの権利保障の取組を市と市民の協働の下に進めていくための日として定めています。もちろんこの日だけで取組が完結するわけではありません。

すでに国民の祝日となっている「子どもの日」とは自ずから趣旨が異なり、庇護される子どものイメージではなく、権利行使の主体者として子どもを位置づけ、子どもとともに本条例の趣旨にふさわしい事業の実施や権利の学習等も視野に入れています。

第2項において、この子どもの権利の日を11月20日と定めていますが、この日は国連総会で子どもの権利条約が採択された記念の日でもあり、本市の子どもたちが川崎の中だけでなく、世界の子どもたちとつながれる記念の日にもなるように考慮し、又、子どもたち自身も主体的な取組ができるような活動が期待されます。

なお、この日を休日にすることは考えていません。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

条例制定をもって子どもの権利保障が済むわけではなく、本条例を市民に活用できる実効性のあるものにしていくためには、子どもの権利についての普及・広報活動が極めて大であることから規定したものです。

「子どもの権利について」の普及・広報を考える際には、本条例の内容はもちろんのこと、「子どもの権利条約」の広報も欠かせないものとなります。

子どもの権利条約第42条では「適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせること」を義務づけていますが、日本政府の報告審査に基づき国連子どもの権利委員会が公表した総括所見の中には、「委員会は、条約の規定が児童及び成人の双方に広く知られ理解されることを確保するために一層大きな努力が締約国により払われるように勧告する」（総括所見「D. 提案及び勧告」33）という内容が含まれています。

このようなことから、「子どもの権利条約」や本条例をはじめとする子どもの権利についての市民の理解を深め、大人の子ども観を問い直していくとともに、子どもたち自身が権利について学習することの意義を考えると、広報の役割は大変重要であるといえます。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

- 2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。
- 3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

第1項について

第1項は、家庭教育、学校教育、社会教育のそれぞれの分野で、子どもの権利についての学習等が推進される際の条件整備を、市に義務づけたものです。

子どもの権利についての学習内容としては、第6条の解説の中でも触れているように、「子どもの権利条約」や本条例の内容も含めて考えています。

第2項について

第2項は、とりわけ子どもの権利に深くかかわりを持つ職業に従事している者に対し、子どもの権利についての理解を求めそのための研修機会の提供を市に求めたものです。

前述の第6条でみた国連子どもの権利委員会の総括所見では、子どもの権利に関する体系的な訓練及び再訓練のプログラムが組織されるべき対象として「警察の構成員、治安部隊及び

その他の法執行官，司法職員，弁護士，裁判官，すべての教育段階の教師及び学校管理者，ソーシャルワーカー，中央または地方の行政官，児童養護施設職員，心理学者を含む保健・医療職員を含め，すべての職業集団」をあげていますが（総括所見「D. 提案及び勧告」33），本条例の第2項では市において特に重視される職業を例示した規定にしています。

第3項について

第3項は，子どもが自主的に子どもの権利について学習するにあたって，市が支援に努める内容となっています。

条例骨子案の検討作業の中で，職務上子どもの権利にかかわりのある者が研修するだけではなく，当事者である子どもたち自身が積極的に学習し，自分たちの問題として取り組んでいく必要があるとの指摘が調査研究委員会の子ども委員からなされ，それを受けて規定した内容となっています。

なお，この条における「子どもの権利についての学習等」の内容としては，第6条の広報及び第7条第1項第2項と同様に，「子どもの権利条約」や本条例を含めた権利の理解を図ることを想定しています。

（市民活動への支援）

第8条 市は，子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し，その支援に努めるとともに，子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

民間で子どもの権利保障のためのボランティア活動を進めている市民一個人の場合，民間NPO・NGO等の団体の場合もある一との連携の意義と必要性とともに，それらの民間活動を進めているものへの市の支援につき定めています。

支援の具体例としては，活動の場の提供，人材の支援，財政的な支援，情報の提供及び広報，連携・協力事業の開催などがあります。

子どもの権利の保障の取組では，行政とは異なる立場からの民間の活動が大変重要な役割を果たしており，行政でしかできない役割と民間の自主的，機能的な役割との連携を図っていくことが，子どもの権利保障を進めるにあたっては，今後ますます重要なものとなると思われます。



第2章 人間としての大切な子どもの権利

<第2章の趣旨>

この章は、川崎における子どもたちの状況を踏まえ、条例骨子案の検討作業の中で表明された子どもたちの思いや願いを受けとめ、とりわけ川崎の子どもたちにとって大切に尊重されるべき権利を宣言する形で整理しています。

従って、子どもの権利条約や日本国憲法で保障されている子どもの権利をすべてこの第2章にまとめて列挙したのではなく、また、この章にとりあげた権利だけが、他の章で使用している権利の定義でもありません。

また、まとめるにあたっては子どもたちの表現も参考にしており、本条例の特色の一つとなる権利の宣言を示した章となっています。

<第2章の構成>

第2章では、まず第9条で、この章でまとめている権利が子どもにとってとりわけ大切なものとして保障されなければならないことをおさえ、次の第10条から第16条で、子どもの権利条約等で規定されている権利を七つの柱にまとめ直し、具体的に示す構成になっています。

七つの内容にまとめる際の根拠となる個々の権利規定については、主には子どもの権利条約に基づいていますが、まとめるにあたっては引用している権利の重複もあり、また個々の権利が意図しているものを積極的に解釈して表現しているものもあります。

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

第9条は、次の第10条から第16条までの規定を導くもので、第10条から第16条までに整理し掲げられた権利が、子どもにとって大切な権利であると同時に、市及び市民としても大切にしていけることが求められる権利であることを定めたものです。

言わば、この章全体の位置づけをした規定となっています。

なお、第2章の各条文の中で「保障されなければならない」という規定の仕方をしていますが、これは、権利は保障されなければならないという一般的な原則を示したものですが、この章で示している権利は、他の章で規定している権利を念頭に置きながら、重要と思われる権利の主要なものを宣言したものとなっています。

他のさまざまな権利とともに、この章で提示している大切な子どもの権利を保障していくためには、国や自治体が努力するのはもとより、行政とともに市民レベルでの権利保障の努力も求められています。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

子どもが安心して生きるために主として保障されなければならない権利を、次の第1号から第6号までに掲げて「安心して生きる権利」という標題をつけてまとめています。

つまり、第1号から第6号までの権利が保障されるなかで、子どもは安心して生きることができる、という構成となっています。

以下第16条まで、この第10条と同様なまとめ方をしています。

安心して生きるために主として保障されるべき権利としては、子どもの権利条約で規定されているものを根拠にしていますが、権利によってはその意図をわかりやすく解釈して表現しているものもあります。ただし、第6号はおもに日本国憲法を根拠としています。

○第1号は、おもに子どもの権利条約第6条〔生命への権利〕に対応しています。

○第2号は、おもに同条約第7条〔親を知り養育される権利〕及び前文、第8条、第9条、第10条、第18条に対応しています。

「愛情と理解をもって育まれる」としているのは、国連子どもの権利宣言以来の子どもの権利の理念であり、乳幼児の権利、家庭における子どもの権利を意識しています。

○第3号は、おもに同条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

○第4号は、おもに同条約第19条〔親による虐待・放任・搾取からの保護〕及び第37条などに対応しています。

○第5号は、おもに同条約第24条〔健康・医療への権利〕に対応しています。

「成長にふさわしい生活」とは、同条約第24条、第25条、第26条、第27条などの社会保障を念頭においた表現となっています。

○第6号は、おもに同条約の前文、日本国憲法の前文・第9条・第25条に対応しています。

（ありのままの自分である権利）

第11条 子どもは、ありのままの自分であることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- （1）個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- （2）自分の考えや信仰を持つこと。
- （3）秘密が侵されないこと。
- （4）自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- （5）子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- （6）安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

子どもがありのままの自分であるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第6号までに掲げて、「ありのままの自分である権利」という標題をつけてまとめています。

つまり、第1号から第6号までの権利が保障されるなかで、子どもはありのままの自分であることができる、という構成となっています。

ここでいう「ありのままの自分」とは、独立した人格と尊厳性がそのまま大切に認められ、誰もがその子として生きていくことの大切さをメッセージとして表現したものであり、そのまま向上しないでよいという意味ではありません。

なお、まとめにあたっては、全市の子ども集会における子どもたちの次のように訴えを受けとめ参考にしたものでもあります。

「わたしたちは、一人一人が個性をもち、さまざまな生き方をしています。けれども、成績やからだのことで悩んだり、性別や国籍、障害などを理由に、いじめや差別にあったり、また一人で心を痛め、苦しんでいる子どももいます。今求められているのは、一人一人の違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切にされることです。わたしたちも自分を大切にし、他の人も大切にしなければなりません。」（1999年12月川崎子ども集会アピールから－アピール全文は巻末に掲載－別紙①）

ありのままの自分であるために主として保障されるべき権利としては、子どもの権利条約で規定されているものを根拠にしていますが、権利によってはその意図をわかりやすく解釈して表現しているものもあります。

○第1号は、おもに子どもの権利条約第2条、第16条、日本国憲法第13条に対応しています。

○第2号は、おもに同条約第14条〔思想・良心・宗教の自由〕に対応しています。

○第3号は、おもに同条約第16条〔プライバシー・通信・名誉の保護〕に対応しています。

なお、プライバシーの権利を子どもにも実感できるように「秘密」という言葉で表現しています。このプライバシーの権利は、「私生活」や市民個人の情報、個人的な活動として守りたいものなど広く含む用語として定着しています。

○第4号は、おもに同条約第16条〔プライバシー・通信・名誉の保護〕に対応しています。

○第5号は、おもに同条約第2条〔差別の禁止〕及び同条約前文に対応しています。

○第6号は、おもに同条約第31条〔休息・余暇等の権利〕に対応しています。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

子どもが自分を守り、また守られるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第5号までに掲げて「自分を守り、守られる権利」という標題をつけてまとめています。つまり、第1号から第5号までの権利が保障されるなかで、子どもは自分を守り、また守られることができる、という構成となっています。

「守られる」とは、子どもはすべての者から守られ、また守られることを要求できる、＜保護を受ける権利＞という意味で使用しています。

○第1号は、おもに子どもの権利条約第35条・第37条・第40条をはじめとする権利侵害からの保障を内容とする条約の規定に対応しています。

○第2号は、おもに同条約第32条・第33条・第34条・第36条・第38条などに対応しています。

「育つことを妨げる状況」の具体例としては、児童労働、薬物、虐待、搾取などがあげられます。

○第3号は、おもに同条約第12条・第16条・第37条・第40条などに対応しています。

○第4号は、おもに同条約第12条に対応しています。

○第5号は、おもに同条約第39条に対応しています。

「回復にふさわしい雰囲気」とは、単に物理的な場所だけではなく、回復の支援にふさわしい精神的・心理的な環境、人間関係全般も含めて考えています。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

子どもが自分を豊かにし、力づけられるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第5号までに掲げて「自分を豊かにし、力づけられる権利」という標題をつけてまとめ

ています。つまり、第1号から第5号までの権利が保障されるなかで、子どもは自分を豊かにし、力づけられることができる、という構成となっています。

力づけられるとは、子どもが自らに自信をもち自らを否定的にとらえず自尊感情がもてるように力づけられること（エンパワーメント）を意味しており、その子の成長に応じた形でのこのような勇気づけを受けるなかで、子どもは自分を高め豊かにしていくことができるものととらえています。このエンパワーメントを、ここでは「力づけられる」と表現しています。

子どもに対して「自分自身の力への気づき」と「自分自身の力での克服・解決」を支援する営み全般を、この表現で意図しています。

骨子案の検討段階では、子どもが様々な事情により児童相談所等に一時保護された際に、現状の制度では学習支援ができないという実状について指摘がありましたが、一時保護の目的が学習支援ではないこともあって、条例では解決が困難な課題として残っています。

自分を高め豊かにしていくために必要とされる権利として次のものを掲げています。

- 第1号は、おもに子どもの権利条約第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。
- 第2号は、おもに同条約第28条〔教育への権利〕・第29条に対応しています。
- 第3号は、おもに同条約第31条〔休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〕に対応しています。
- 第4号は、おもに同条約第13条〔表現・情報の自由〕・第17条〔マスメディアへのアクセス〕・第28条に対応しています。
- 第5号は、おもに日本国憲法前文及び第13条に対応しています。

（自分で決める権利）

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

子どもが自分に関することを自分で決めるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第3号までに掲げて「自分で決める権利」という標題をつけてまとめています。

つまり、第1号から第3号までの権利が保障されるなかで、子どもは自分に関することを自分で決めることができる、という構成となっています。

自分に関することを決定していく過程に当事者である子ども自身がかかわり、自ら意思表示をし、そのことが尊重されなければならないことを子どもの権利条約では定めており、「子どものためだから」ということを口実に、大人が勝手に子どものことを決めて行動することは認めていません。

この第14条の自己決定をめぐる内容については、骨子案のとりまとめにあたった調査研究委員会と検討連絡会議においてかなり時間をかけた議論が続きました。「自分で決める」という表現で誤解されないか、無理はないか、「自分で決め、自分で責任を負える人間になれるように支援を受ける権利」ではどうか、「自分で決められるようになる権利」はどうか等、様々

な議論がありましたが、今の子どもたちにとっては、小さい時からまず自分自身で考え、自分で判断し、選択し決めていくという道筋を大切にしていけることが求められているということから、このようなまとめ方に落ちつきました。

成長の途上にある子どもであっても、自分にかかわることを自分で決めていこうとする意欲や態度を育てていくことが今の子どもたちにとって非常に重要な意義をもち、このことができるように支援していくことが望まれます。

当然、子どもが勝手に何でも決めることができるという趣旨のものではありません。

○第1号は、おもに子どもの権利条約第12条〔意見表明権〕に対応しています。

○第2号は、おもに同条約第5条〔親の指導の尊重〕及び第12条に対応しています。

○第3号は、おもに同条約第13条〔表現・情報の自由〕及び第17条〔マスメディアへのアクセス〕に対応しています。

（参加する権利）

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

子どもが参加することができるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第4号までに掲げて「参加する権利」という標題をつけてまとめています。

つまり、第1号から第4号までの権利が保障されるなかで、子どもは参加することができるという構成となっています。

「参加」とは、何ごとにも受け身になりがちな今の子どもにとって、能動的な行動、まわりに自発的に働きかける行為全般を権利行使の前提として確保することを意図して用いており、広くは、いつでもどこでも何に対しても参加することを想定しています。

○第1号は、おもに子どもの権利条約第13条〔表現・情報の自由〕に対応しています。

○第2号は、おもに同条約第12条〔意見表明権〕及び第13条に対応しています。

意見表明権は、単に「意見を聴く機会」の保障としてではなく、いかにして子どもの意見を尊重し生かしていけるかにかかっています。

○第3号は、おもに同条約第15条〔集会・結社の自由〕に対応しています。

○第4号は、おもに同条約第12条及び第5条に対応しています。

参加に際しての適切な支援とは、具体的には参加に必要な方法や手続き、情報を得る力をつけるような支援を想定しています。

（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

子どもが、その置かれた状況に応じて必要な支援を受けるために保障されなければならない権利を、次の第1号から第5号までに掲げて「個別の必要に応じて支援を受ける権利」という標題をつけてまとめています。

ただし、この第16条は他の第10条から第15条までの構成とはやや異なり、第1号及び第2号において子どもの置かれた状況の違いによって差別を受けないという原則を提示し、第3号及び第4号は、個別の支援が必要となる代表的な内容につき規定しています。

第1号、第2号について

第1号で、差別や不利益を被る理由とされない例示をいくつか具体的にあげていますが、これは、子どもの権利条約第2条「差別の禁止」と日本国憲法第14条をおもな根拠規定としています。

骨子案の検討段階では、提示する例としてどこまで書き込んだらよいのか、色々議論がありました。人権にかかわる問題では、社会の中で少数の立場や弱い立場に置かれているものが偏見や差別に傷つき悩んでいるという実情があるからです。

例えば、第1号に例示した以外に、国籍では把握できない民族性や文化的な背景をもつ子ども、性的マイノリティ、病気感染者、非行等からの立ち直りの支援など色々議論がありましたが、最終的には第1号の例示にとどめ、他は「その他の置かれている状況」という表現としました。

第2号は、単に差別を受けないというだけでなく、川崎市がこれまで進めている共生の視点を折り込み、さらに子どもたちの願いとして訴えの強かった「違いが認められ尊重されること」を受けとめた内容としています。（別紙①「川崎子ども集会アピール」参照）

第3号、第4号について

差別の禁止にかかわる規定として第1号において例示しているもののうち、障害のある子どもの権利と文化的なマイノリティ（少数者）の権利を、第3号・第4号として別途独立の規定として設けています。

個別の支援が必要な例として最も代表的であり子どもの権利条約でもそれぞれ条文として規定し保障していることを受け、また市が力を入れて取り組んできている経緯もふまえ、この

二つの個別の権利を提示しています。

この、障害のある子どもの権利と文化的なマイノリティ（少数者）の権利については、条例骨子案の検討の中で、多くの方々から積極的な意見をいただき、最終的にこのような位置づけとなりました。

なお、この第16条に関連し、「不登校」をめぐる問題についてもいろいろ議論がありましたが、条例でとりあげることで、また「不登校」というくり方そのものが新たな決めつけや制約になりかねないということから、条例骨子案の中でもあえて「不登校」をめぐる内容規定を避けた経緯がありました。（ただし、「学ぶ権利」の保障としては、多様な学びのスタイルがあることへの理解が示されています。）

第5号について

第5号は、情報の入手、意見の表明や参加にあたって、子どもの置かれた状況により（例えば障害のあることや言語の違い等により）支障がないようにするための規定となっています。

具体的には、子どもの置かれた状況に応じた情報の伝達方法を工夫したり、意見表明のしやすい環境や手だての工夫、参加しやすい場づくり等の配慮をすることが求められます。

○第1号は、おもに子どもの権利条約第2条〔差別の禁止〕に対応しています。

「差別及び不利益を受けない」としているのは、差別そのものを受けないとともに差別にともなう不利益も受けないという意味です。

○第2号は、おもに同条約第2条〔差別の禁止〕・第29条・第30条に対応しています。

差別の禁止が意図しているものを積極的に解釈するとともに共生をめざす市の姿勢を加味して定めています。

○第3号は、おもに同条約第23条〔障害のある子どもの権利〕に対応しています。

○第4号は、おもに同条約第29条〔教育の目的〕・第30条に対応しています。

○第5号は、おもに同条約第12条・第17条・第23条・第29条・第30条に対応しています。



第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

<第3章の趣旨>

この章では、子どもが生活している場における権利の保障のあり方や関係を、「家庭」「育ち・学ぶ施設」「地域」という3つの領域に分け、それぞれを節に分け整理しています。

抽象的な概念としてとらえられがちな「子どもの権利」を、子どもが現に生活している場や子どもの目線からとらえたいということから、このようなまとめ方をしたものです。

各節の内容構成にあたっては、それぞれの場が子どもの権利の保障に果たす役割や責務について示すとともに、保護者、職員、地域住民等がすべきことと、そのための支援の内容等をまとめています。

第1節 家庭における子どもの権利の保障

子どもの生活の場に即してその権利の保障のあり方を考えるにあたって、第1節ではまず子どもの基本的な生活の場である「家庭」をとりあげています。

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

第1項、第2項について

家庭における子どもの権利の保障では、親と子どもの権利の関係を整理する必要があります。（この『解説』の中で「親」というときは、原則として「親に代わる保護者」も含めていいます。）

子どもの権利条約の第18条では、子どもの養育及び発達に対する第一義的な責任は親にあり、子どもの最善の利益が親の基本的な関心となるべきであり、国はこの親の養育責任を援助する立場にあることが定められています。

本条例第2条の解説でも触れたように、同条約ではその第3条第2項においてまず基本的には親または法的に親に代わる者の権利及び義務を考慮し、国が子どもの福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束しています。

また、同条約の第5条において、親は子どもが自らの権利を行使するにあたって、子どもの発達しつつある能力に応じて適当な指示及び指導を行う責任と権利及び義務を有しており、

そのことを尊重するとしています。

つまり、子どもが権利を行使するのを親が支え支援するために親に与えられている権利—責任、義務でもあるわけですが—として、その子どもに対して適切な指示及び指導をすることを認めているわけです。

この第17条の第1項ではまず親の養育責任について規定し、そのうえで第2項において親がその子どもの権利行使にあたって果たす役割を、上で述べたように、子どもの権利行使を支援していく視点からまとめているものです。

第3項について

第3項は、子どもの権利行使を親が支え支援していくにあたって、子ども自身による権利行使が困難な場合は親がその代わりに権利を行使するという内容を規定しています。

子ども自身による権利行使が困難なケースとしては、子どもが乳幼児や障害のある場合病気の場合等が想定されますが、親がその子どもの権利行使を代理する際には親の勝手な都合ではなく「子どもの最善の利益」が求められることとしています。

第4項について

第4項では、親がその養育責任を果たすにあたって、その子どもの養育上必要な情報を関係機関から入手でき、養育に必要な説明を受けることができることを規定しています。

ここで想定している関係機関は、主には保健・医療機関や乳幼児施設等です。養育上必要な情報の具体例としては、児童福祉施設における生活状態や児童相談所の措置の状況、保健所や病院における健康状態や医師の診断などをさしています。（学校にかかわる情報等は、第3章第2節で定めています。）

この第4項においても、「子どもの最善の利益を損なわない限り」という条件をつけており、親と子どもの利害が衝突することのないように、また、子どもの不安感をなくし施設や機関との円滑な関係を築き信頼を損なわないようにすることをめざしています。

（養育の支援）

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

第17条において、子どもの養育責任が親にあり、その養育責任を果たすにあたってはその子どもの権利行使を親が支援しなければならないことを規定しました。

この第17条を受けて、第18条第1項では、親がその養育責任を果たすための支援に市が努めなければならないことを規定しています。子どもの養育は、社会にとっても重要な営みであり、親がその責任をはたせるように社会全体で支えていく視点が大切になります。

市の支援策の具体例としては、子育て相談、保育サービス、学校教育のほか、児童手当や医療費補助などの経済的負担の軽減等、市が実施している多様な子育て支援に関する施策が

あげられます。

この第1項も、前条の説明でふれた子どもの権利条約第18条の規定をふまえたものとなっています。

第2項では、親への養育支援を市が行う際に、親がその子どもの養育に困難な状況にある場合の支援につき定めたものです。

困難な状況として想定される例としては、一人親家庭、経済的に困難な家庭、保護者に重い病気や障害のある場合、子どもを放置しがちな家庭等が想定されますが、それぞれのケースに応じた支援策が必要となります。

第3項では、市の支援とは別に、事業所に対して雇用する市民の養育支援を求める内容となっています。第1章総則において第3条第4項にも規定がありますが、ここで養育支援上の配慮として想定している例としては、育児休暇取得の奨励や単身赴任時の負担の軽減、保育園への送迎の際の時間的な配慮等があげられます。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

子どもの権利条例骨子案の検討作業において、虐待問題への市民の関心は深く、またかなり時間をかけた審議をしてきましたが、答申内容の最終まとめの段階で、国において「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年5月成立、11月20日施行。以下、「虐待防止法」という。）が成立したこともあり、本条例の虐待に関する規定は、その「虐待防止法」と整合性を図る形で整理しました。

従って、当初骨子案で検討していた内容で「虐待防止法」にゆだねているものもあります。

「虐待防止法」第2条では、虐待について、次のように定義しています。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

本条例では親の虐待のみにとどまらず、親の懲戒権を逸脱した体罰の禁止についても踏みこんで規定しています。その背景としては、虐待が「しつけとしての体罰」という名目で行われていることがあります。どこまでが「しつけ」で、どこからが体罰なのか虐待なのか判然としない面もありますが、虐待事例をみると、「しつけとしての体罰」が日常化していくことで暴力がエスカレートし虐待に至っているケースが多くみうけられます。

子どもが最初に出会う社会は家庭であり、人権にかかわる意識や他者の権利との関係性を身につけていく素地も、まずは親子の信頼関係を基盤として培われていくものであることを考えると、その親から虐待を受けることがどれほどの傷を子どもに与えるか、はかり知れないものがあります。

このようなことから、審議の中で、また市民討議等の中でも、体罰によらないしつけを支援し

めざしていこうということとなり、この第19条にその旨の規定をしています。

罰則規定を設けないのかという市民意見もありましたが、本条例は子どもや親等の支援条例をめざしているため、条例全体を通じて罰則は設けていません。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第1項、第2項について

児童虐待が国内で深刻な問題としてとりあげられるようになり、本市においても例外ではなく、なんとか子どもを救済できないかという市民意見も多く寄せられました。

子どもは、虐待を受けていても、それを訴え救済を求める手段や方法がわからなかったり、救いを求める行動を大人のようにとはとらない、また、とれないという面があり、周囲が気づいた時には手遅れになるケースも多々みられます。

このような背景を踏まえ、虐待にあっている子どもの救済について、第1項においては速やかな救済と回復にあたっての配慮を規定しています。

なお、第19条とは異なり第20条では「虐待からの救済」として体罰をはずしています。第19条では親による体罰を禁止するという理念規定を設けていますが、成立した「虐待防止法」の救済にかかわる規定との関係を整理し、ここでは「虐待からの救済」としています。

虐待により心身に深い傷を負っている子どもの救済や回復にあたって、時に二次的被害が生じることもあります。

二次的被害の例としては、虐待を受けたことで大きなショックを受けているにもかかわらず、子どもからの配慮ない事情聴取のしかたで新たに精神的な傷を負わせてしまうとか、虐待の情報が子どもの周辺にもれることで子どもの人間関係に溝をつくってしまうことなどがあります。

このような二次的被害を未然に防ぐねらいから、第2項において、そのことへの配慮の必要性につき規定しています。

第3項について

緊急時のシェルター的な機能や第1項で述べたような迅速性を確保するためには、児童相談所のような公的機関だけでは物理的・時間的に制約があります。この分野ではとりわけ関係団体等と市との相互の連携が必要となっています。このため第3項では、救済にあたっての市と関係団体等との連携とその支援につき規定しています。

関係団体等としては、民間のシェルターや弁護士会、医師、駆け込み寺的な個人宅等を想定しています。

なお、本市では、平成12年6月1日より、家庭や地域における児童虐待に関する相談を夜間や休日にも受けることができるようにし、緊急対応が必要と思われる場合には、児童相談所と連携し、緊急保護等の対応も可能な川崎市児童虐待防止センター事業をスタートさせています。

虐待発見時の通告義務、虐待予防としての親支援等については「虐待防止法」に準じており、本条例としては規定せず「虐待防止法」にゆだねています。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

子どもの生活の場に即してその権利の保障のあり方を考えるにあたって、第2節では、家庭とは異なる場で子どもの育ちや学びにかかわりをもつ施設一具体的には、子どもが任意に利用するものではなく、入所や通所、通学しながら、学び生活している種々の学校や保育園、児童養護施設等を取りあげています。

文言としてはありませんが、育ち・学ぶ施設が子どもの育ちや学びの保障に際し大変重要な役割を果たす立場にあることが、この第2節の前提として踏まえられています。

すでに本市において他の条例等で定められているものや実施されているものも第2節の内容として含まれていますが、子どもの権利保障の観点から本条例の内容として再整理し明示する必要があると判断したのもも規定することにしました。

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

第21条では、まず第1項において、子どもが生き生きとした環境のもとで育ち学ぶことができるような環境整備を、その設置者、管理者に求める内容を規定しています。

この第1項を受け、第2項においては、環境整備を図るにあたっての親や地域住民との連携の必要性とともに育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組の重要性を定めています。

この場合、整備に努める環境とは物理的な場所だけをさすのではなく、人間関係などの精神的なものも含んだ環境をさしています。

主体的な取組とは、画一的に決められたことを決められた通りにするだけではなく、その場における子どもの状況に最もふさわしい活動を、子どもの主体性をより生かすために、職員が自らの発意を生かして取り組んでいくという姿勢を表しています。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

この第22条では、育ち・学ぶ施設の安全配慮義務につき規定しています。

第1項では、授業や行事等における子どもの活動そのものが事故なく安全に行われなければならないという活動上の安全配慮義務であり、活動にあたっての災害発生防止とともに事故等の災害が発生した際に被害の拡大を防止するための関係機関や親、地域住民との連携等の管理体制の整備を内容としています。

安全管理体制の整備の例としては、安全指導や事故防止マニュアルの作成、関係者との連携体制などがあげられますが、通学時の安全管理も含めて考えています。

一方第2項では、授業や行事以外の子どもの発意に基づく自主的な活動であっても、その活動が事故なく安全に行うことができるように、施設・設備の整備等に努めることを定めています。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

第1項について

学校教育法ではその第11条において体罰を禁止しており、学校における懲戒には当然体罰は含まれていませんが、育ち・学ぶ施設における体罰は子どもの権利との関係では依然として重要な課題であるため、第1項において、まず体罰禁止規定を置いています。

体罰の定義については、「身体に対する侵害を内容とする懲戒及び肉体的苦痛を与える懲戒」という1948年の当時の法務庁の回答のなかにあるものが今でも判例の根拠となっています。

学校における懲戒について、子どもの権利条約では、第28条〔教育への権利〕において次のように定めています。

「締約国は、学校の規律（懲戒の訳もある）が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。」

児童福祉施設に関する規定としては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令

(平成10年2月18日公布)により新たに第9条の2(懲戒に係る権限の濫用禁止)が補足され、児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し懲戒を行うとき又は懲戒に関してその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛や人格を辱める等その権限を濫用してはならないことが規定されました。

この省令改正にともない、厚生省より平成10年2月18日付で各都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長あてに「懲戒に係る権限の濫用禁止について」の通知があり、この通知の中では、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の趣旨が、「施設における児童の権利を擁護するために創設されたもの」であることが示されています。

懲戒に係る権限の濫用に当たる具体例としては、「例えば、殴る、蹴る等直接児童の身体に侵害を与える行為のほか、合理的な範囲を越えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること、食事を与えないこと、児童の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと、適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させること、施設を退所させる旨脅かすこと、性的な嫌がらせをすること、当該児童を無視すること等の行為」を、この通知の中ではあげています。

なお第23条の標題が「虐待及び体罰の禁止等」となっているのは、「虐待防止法」で定義する虐待以外に、体罰も禁止する趣旨です。

第2項、第3項、第4項について

第2項は、虐待及び体罰防止のための職員研修について規定しています。

第3項は、体罰等で被害にあった子どもや被害者でなくても体罰等に関して相談したい子どもが安心して相談できる仕組みを育ち・学ぶ施設内に整えることを定めています。

相談担当職員やスクールカウンセラーの配置など育ち・学ぶ施設内の相談体制の充実を図ることなどもこれにあたりと考えられます。

第4項は、相談を受けた際の子どもの救済にあたって、必要な関係者や機関と連携をとることを定めています。具体的な連携の例としては、市の機関では人権オンブズパーソン、児童相談所などが中心となり、地方法務局、人権擁護委員、民生委員、児童委員、病院、弁護士、医師等と連携することが想定されます。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

第1項、第2項、第3項について

いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因もさまざま、子どもたちの心理的側面や学校や施設における人間関係、家庭におけるしつけの問題等も深くかかわっており、緊急かつ長期的な解決の取組が求められています。（文部省、昭和60年「児童生徒の問題行動に関する検討会議」からの「緊急提言～いじめの問題の解決のためのアピール」通知文での基本認識から）

このような状況から、第1項は、いじめ防止に努めなければならない義務を学校や施設の設置者、管理者及び職員に課している規定となっています。

いじめの被害にあっている子どもは、親にも学校等の職員にもなかなか打ち明けることができないということもあり、周囲の者が発見しにくいということが指摘されています。

また、いじめが権利侵害にあたるという意識が希薄である要因としては、子どもたちが権利についての学習をこれまであまりしてきていないということも考えられます。

第2項第3項はこのようなことをふまえ、子どもたちへの啓発と職員自らの研修等について規定しています。

第4項、第5項について

被害者がいじめについて打ち明けにくい背景には、学校や施設の中に安心して相談できる場がないことや、場があったとしても信頼して相談できる関係が子どもと職員の間でつくられていないことなどがあります。

第4項はこのようなことをふまえ、学校や施設の中に子どもが安心して相談できる仕組みを整えることを定めています。

スクールカウンセラーや心の教室相談員の各学校配置が図られ、学校によっては、相談担当の教諭を置いたり養護教諭との連携を図るなどの取組も進められておりますが、今後、このような校内の相談体制の一層の整備が求められています。

いじめの事実がわかったとしても、どのように被害者を救済するかが課題となります。難しいのは、被害者と加害者を切り離せば解決するというわけではなく、まずいじめそのものの行為をやめさせ被害者が安心できる状況をつくることにあわせ、加害者に対してはいじめの問題性の所在に気づかせ、なおかつ被害者と加害者の関係性を修復していくことが求められます。

第5項はこのようなことをふまえ、被害にあった子どもの救済と回復をはかるための連携の取り方とともに、加害者への適切な対応につき規定しています。

関係機関等の具体例としては、市の機関では人権オンブズパーソンをはじめ、教育相談センター、青少年センター、児童相談所等があり、市の機関以外では、地方法務局、人権擁護委員、民生委員、児童委員、弁護士、警察等が想定されます。

いじめの問題では、被害者と加害者が学校や施設において生活の場をともにしていることが一般的なため、上記の機関以外にも学校や施設の関係者、保護者と協力し取り組んでいくことが必要です。

なお、一般的ないじめの定義としては、次の文部省見解があります。

「自分より弱いものに対して一方的に身体的・心理的に攻撃を加え相手が深刻な苦痛を感じているもの」

しかし、いじめの問題には「定義」にとらわれず、いじめられた子どもの立場にたって判断し、対応することが求められています。

(子ども本人に関する文書等)

- 第25条** 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。
- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
 - 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
 - 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
 - 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
 - 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第25条は、学校や施設が子どもたちに対してより開かれたものになるために必要な規定ですが、第1項から第5項までは主として情報の作成と公開等に関する内容であり、第6項は適正手続きの保障に関する内容となっています。

第1項から第5項までの情報に関する規定については、市の個人情報保護条例に基づいて内容整理をしており、この個人情報保護条例と内容的には共通するものです。

すでに市にある制度を追認する形になっていますが、子どもの権利の観点から、学校や施設における情報の作成と公開等の意義をとらえ直し、またその制度を子どもたちが理解し活用できることもねらってこの第1項から第5項までに定めています。

まず第1項では、個人情報の保護の観点から子ども本人にかかわる文書の管理、保管について定めています。学校での子ども本人にかかわる文書としては、児童個人表、家庭記録表、保健調査表、健康記録カード、成績資料、通知表、指導要録などがあります。

次に第2項では、子ども本人にかかわる文書の作成にあたって、とりわけ子どもの利害に影響するものについては、子ども本人か親の意見を求めなければならないことを定めています。

例えば、事故報告書は、事実関係を客観的に把握し、公正な文書の作成が求められることから、当然のこととして事故にかかわった子どもや親等の意見を求める必要が生じてきます。このように事実関係を客観的に把握する必要がある文書を、この第2項で「利害に影響するもの」として考えています。

その際、学校での「事故報告書」だけではなく、福祉施設もカバーできるように「子どもの利害に影響するもの」という表現をとっています。

ただし、内申書は、子どもの成績等に対する評価や評定に基づき作成されるもので、その作成にあたっては、評定者の判断に全面的にゆだねられているという性質から、ここでいう「利害に影響する」文書には該当しません。

次に第3項では、子ども本人にかかわる個人情報の目的の範囲を越えた収集や保管を禁止し

ています。目的の範囲とは、学校や施設それぞれの教育活動や生活指導に必要な範囲ということです。

次に第4項では、前項（第3項）で収集、保管している情報の目的外利用や外部提供を禁止していますが、この場合も、詳しくは市の個人情報保護条例に準じて運用することとなります。

次に第5項では、第1項及び第3項の情報についての子ども本人への提示や提供について定めています。この提示や提供も市の個人情報保護条例に基づいて行われることとなります。

最後の第6項は、いわゆる適正手続きの保障についての規定となります。これは、学校において停学や退学、家庭謹慎、出席停止などの処分が決められる時には、子ども本人から事情や意見を聴くなどの弁明の機会を設けることが必要であることを定めたものです。この根拠となる規定は、子どもの権利条約第28条第2項です。

第3節 地域における子どもの権利の保障

子どもの生活の場に即して子どもの権利の保障のあり方を考えるにあたって、第1節では「家庭」、第2節では家庭以外の「育ち・学ぶ施設」をとりあげましたが、この第3節では、家庭や育ち・学ぶ施設を包み込む「地域」が子どもの権利保障に果たす役割について整理しています。

（子どもの育ちの場等としての地域）

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

まず第1項では、地域が子どもの権利の保障に果たす役割を大きく二つの側面からとらえています。一つには地域は子どもの育ちの場であるという「子育て環境」としての地域という位置づけです。二つには地域は人間関係をつくる場であるという「教育環境」としての位置づけです。

このように、地域が子どもの育ちの場、人間関係をつくる場になるためには、家庭や学校その他のさまざまな施設などが一体となっていくことが大切であることをおさえ、市が子育て及び教育環境としてのまちづくりに努めることを定めています。

「子育て環境」の整備としては、公園や子どもにかかわる施設の適正配置や道路などの安全性の確保などがあげられます。「教育環境」としては、子どもの健やかな成長に不可欠な豊かな人間関係を地域に再生し作りあげていくことなどがあげられます。

次に第2項では、地域を成り立たせているさまざまな者、すなわち子ども、親、教職員、住民などが地域で自主的に話し合い活動する組織の整備について、市がそれを支援するよう定めています。

既存の組織の代表例としては、地域教育会議がこれにあたります。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び若しくは活動すること、又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

子どもたちは「居場所」を求めています。この第27条は、子どもたちのそうした思いや願いをふまえまとめられています。

1999年12月に開催された川崎子ども集会のアピール文から、この居場所に関する部分を引用してみます。

「わたしたちは望みます。安心して話ができる人がいて、自由に自分を表現できる場があることを。友達と語り合い、楽しく遊べてホッとできる場所があることを。わたしたちの生活している家庭や学校、地域はそんな居場所になっているのでしょうか。子どもたちはみんな安心して居場所を求めています。」（別紙①「川崎子ども集会アピール」参照）

第1項は、ここに引用した子どもたちの願いにそった表現により、居場所の大切さを定めています。居場所とは、単に空間的な場所だけをさすのではなく、場における人間関係もさしています。また、市が居場所についての考え方やその意義等について地域社会に普及し、子どもにとっての居場所の確保等に努めることを定めています。

次に第2項では、市が子どもたちに居場所を提供し、また居場所を提供している市民及び民間団体を支援し連携を図ることを定めています。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

地域における子どもの自治的な活動の奨励と支援につき定めています。

現在取り組まれている活動としては、地域教育会議による自主的な子ども座談会の開催や子ども会活動、子どもによる地域ボランティア活動等がありますが、子どもたちの発意による活動が広がるように努めていくことが望まれます。

また4章で新たに制度化を図っている川崎市子ども会議が、地域における子どもたちの自治的な活動とつながり、双方が発展できるように工夫していくことも大切な視点となります。

第4章 子どもの参加

<第4章の趣旨>

市民・子どもの参加を得ながら検討作業が進められた骨子案づくりの中では、この子どもの参加の意義をめぐっても積極的な話し合いがもたれました。

子どもが現代の市民社会において、その市民社会をともに築いていく「市民」としての自覚をもつことが、子ども自身の成長に極めて大切であり、今の社会に生きている実感をもたせてこそ子どもたちは勉学や生活に張りがもてるようになること等が、そのような議論の中で指摘されました。

このような経緯を踏まえ、川崎の地域を支え、大人とともに地域をつくる主体として子どもたちが育つ環境づくりこそ、この条例のねらいとする基本的事項の一つであるという考えに立ち、この第4章において、子どもの参加の意義と、子どもの参加を促進していくためのいくつかの具体的な制度につき定めています。

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

子どもは、おとなとともに社会を構成するパートナーであり、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会のあり方や形成に関わる固有の役割があるとの考え方に立ち、市は、「市政に市民として参加し意見を表明すること」、「育ち・学ぶ施設に構成員として参加し意見を表明すること」、「地域の中で諸活動に参加し他者との関係や相互理解を深めること」など、子どもが生活する場面に応じた参加活動が促進されるよう、諸施策の整備や普及啓発に努めることをうたっています。

ここでいう「市政」とは、市行政のみならず、子どもたちの身近な地域の問題、例えば、地域の生活環境や美化の問題、地域住民のモラルに関わる問題なども含めて広く考えています。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。
- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。
- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

第1項では、子どもが市政等に意見を表明する機会を保障するため、川崎のこれまでの取組の成果をふまえ、さらに発展させることをめざし、新たに「川崎市子ども会議」を設けることをうたっています。

現在、市内各区や多くの中学校区で、子どもの意見表明の場として子ども会議や子ども座談会が行われていますが、これはそれぞれの地域教育会議が自主的に発意し開催しているものです。

また、全市的な子どもたちの参加の場としては、全市子ども集会や「子ども・夢・共和国」事業が展開されており、本条例の制定にかかわり「子ども委員会」も活動してきました。

このようなこれまでの取組を踏まえ、子どもの意見表明の場づくりから、表明された意見をどのように受けとめていくかという制度的な仕組みへつなげ、発展させていきたいと考えています。

川崎市子ども会議は、公募等によって全市から集まった子どもたちにより構成されるもので、地域における自主的な子ども会議と連携しながら、様々な子どもたちの声を取りまとめ、子どもの総意としての意見をまとめていくために設けるものです。

子ども会議は、第2項・第3項で定めているように子どもたちの自主性・主体性が極めて重要であることから、付属機関としての位置づけを避け、第1項においては「設置する」という表現ではなく「開催する」という表現にしています。

活動は、子どもたちが自主的に決めて実施していきませんが、委員公募から意見書のとりまとめまでほぼ年間にわたって活動が行われることが予想され、また、子どもの総意としての意見をまとめていくために「全市子ども集会」を開催することを想定しています。

そして、このような活動を子どもたちが自主的、自発的に取り組むことにより、子どもたちが市政の問題を自分たちのこととしてとらえ、また、社会に参加し、他の子どもや大人と関係、理解を深めていく力を身につけていくことをねらいとしています。

この制度を生かしていくには、「川崎市子ども会議」だけが子どもの参加の場となるのではなく、学校や施設等において子どもの参加が一層促進されるとともに、また、地域において自主的にすすめられている子ども会議や子ども座談会等とともに連携し、相互に協力し合い、補い合い、支えあえるような仕組みと運営が大切になります。

なお、第5項の市長が行う支援としては、必要な情報の入手や発信、施設利用の確保、会議開催費の支出や育ち・学ぶ施設との連絡調整が想定されます。

4月1日の条例施行後、平成13年度は試行期間とし、まず公募による「子ども会議準備会」を発足させ、集まった子ども委員が自分たちで協議しながら「子ども会議」の要綱を定め、その要綱に基づき平成14年度から子どもたちによって本格的に運営されていく予定です。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

子どもの自主的、自発的な参加活動を促進するためには、子どもだけで安心して自由に利用できる拠点が大切であることと、市はその拠点作りに努めることをうたっています。骨子案の検討段階では、このような拠点として、子どもたちの活動を中心としながらも、様々な人々と

の出会いの場、交流の場、体験の場、文化活動の場、情報発信の場等として活用できる空間がイメージされてきました。

本条例制定後の2001年（平成13年）1月から、この活動拠点の整備の一環として、市の中央にあたる場所に「（仮称）子ども夢パーク」を創設する準備作業に着手しています。子どもたちが設計段階からかかわり、川崎市子ども会議の拠点施設ともなる「（仮称）子ども夢パーク」は、平成15年度後半からの利用をめざして計画が進められています。

なお、各地域で自主的に行われている子ども会議の場としては、現在は各区の市民館施設や学校等が活用されていますが、子どもたちの身近な地域での活動場所の整備も想定した規定となっています。

（自治的活動の奨励）

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

育ち・学ぶ施設において、その運営等に構成員として子どもが意見を表明する機会を保障するため、子どもの自治的活動を奨励、支援し、その活動による子どもの意見を育ち・学ぶ施設の日常的な運営に考慮するよう努めることをうたっています。

自治的活動とは、生徒会活動など自治のための活動のみならず、行事の実行委員会や日常的な委員会活動など、子どもたちの意見集約や意思形成に関わる活動も含めて考えています。

この学校等における子どもの自治的、自主的活動や日常生活での子どもの参加の促進が図られ、次の第33条の「定期的に話し合う場」と連動するようにしていくことが大切になります。

（より開かれた育ち・学ぶ施設）

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとって、より開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

子どもやその親、地域の住民が、育ち・学ぶ施設の運営等について説明を受けるとともに、育ち・学ぶ施設の職員等と一緒にあって、よりよい育ち・学ぶ施設づくりをめざし、支えあい、課題を担い合い解決を図っていけるような話し合いの場を設けるよう、育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者が努めることをうたっています。

開かれた育ち・学ぶ施設づくりをめざすためには、その構成員としての子どもの参加が保障されることがきわめて重要です。

ただし、この話し合いの場は、当然に子どもの年齢や成熟にふさわしい参加のあり方が考慮される必要があり、従って、育ち・学ぶ施設に応じて設けられることが望ましいといえます。

骨子案では、この協議会的な話し合いの場が、川崎でのこれまでの取組を踏まえたうえで各学校や施設に応じた仕組みや内容等となるように工夫し、そこでの協議内容等が子どもたちの日常生活上の諸活動や構成員のそれぞれの活動等にも反映され生かされていくことが期待されています。

本条例の施行に伴い、この「話し合いの場」は、まず「学校教育推進会議」という形で、個々の市立学校（園）で平成13年度は試行していきます。1年間の試行期間に各学校（園）が独自に工夫しながら、より開かれた学校づくりと子ども参加の促進を図るねらいで、子ども・保護者・地域住民・教職員等からなる「学校教育推進会議」を設置し試行してみて、平成14年度からの本格実施をめざします。

「川崎市子ども会議」と同様に、制度や仕組みについても、できる限り関係者が知恵を出し合い工夫しながら作り上げていく過程を大切にしたいと考えています。

なお、この「話し合いの場」は、学校での取組を参考に、児童福祉施設においてもそれぞれの施設の条件に応じた形で設置が検討されていくこととなります。

（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

子どもの利用を目的とした市の施設とは、こども文化センター、青少年センターなど子どもの利用施設、青少年の家、青少年科学館など青少年教育施設、その他、子どもの利用を主目的とした施設を指しています。

本条では、子どもの利用を目的とした市の施設を設置するに際して子どもの意見を聴き考慮すること、及び、設置している当該施設にあってはその運営について子どもの意見を聴き考慮するよう努めることをうたっています。

子どもの参加や意見表明の方法等については、必要な措置を講じることも含めて、それぞれの施設に応じた仕組みが配慮されることとなります。

なお、育ち・学ぶ施設については、運営への意見表明は前条で定めており、設置について意見を聴く機会もその趣旨から当然設けられるものとして本条の規定外としています。



第5章 相談及び救済

＜本章にかかわる条例改正の背景＞

もともと子どもの権利条例は、骨子案の策定段階では「救済」規定を含む総合的な内容となるように検討されてきました。

しかし、本条例の制定時（2000年〈平成12年〉12月21日）には、子どもの救済にかかわる内容は本則としては定めず、附則の中で、権利侵害からの救済をはかる新たな体制の整備につき市の決意を述べる形をとりました。（附則2「権利侵害からの救済等のための体制整備」）

理由としては、子どもの権利条例と並行して、人権救済を目的とする新たなオンブズパーソン制度の条例化が検討されており、その制度の中で子どもの権利侵害からの救済をはかることが予定されていたからです。

このような経緯を経て2001年（平成13年）6月の市議会で、人権オンブズパーソン条例案が審議される運びとなったことにあわせ、子どもの権利条例と人権オンブズパーソン条例の整合性を図りながら、子どもの権利条例として救済規定を本則に位置づけるように条例を改正いたしました。

「相談及び救済」の規定が本則に入ることによって、本条例を学習する子どもたちに人権オンブズパーソンについての情報を伝えることもできるようになりました。

なお、人権オンブズパーソン条例は、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄することとなっていますが、その内容は子どもの権利条例（答申された条例骨子案を含む）と男女平等かわさき条例の趣旨が反映されたものになっています。

＜第5章の位置づけ＞

本章の規定内容を第5章に位置づけたねらいとしては、本条例全体の構成上の理由があります。つまり、前文から第2章までの基本的な考え方を受けて、第3章では子どもの生活の場ごとの権利保障を示し、第4章では子どもの参加を促進する制度や仕組みを、次の第5章で救済につき規定しています。その上で、前文から第5章までを受ける形で市が行動計画を策定することを第6章で定め、第7章では、制定された条例に基づき市の施策や子どもの権利状況がどのようになっているかを「子どもの権利委員会」が検証していくという構成にし、総合的な内容をもつ条例として各章が関連するように配慮しました。

（相談及び救済）

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関及び関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

＜第35条の趣旨＞

相談・救済に関する具体的な目的、定義、内容、方法等については人権オンブズパーソン条例が規定している事項であり、本条例では第5章で人権オンブズパーソンに相談や救済を求めることができることと、さまざまな機関と連携し子ども期に固有の相談・救済にあたる必要があることを定めています。

章として独立させているのは、「救済」にかかわる内容が権利保障の一環としていかに重要であるかをおさえたいと考えているからです。

第35条の第1項では、権利の侵害等により苦しみ悩んでいる子どもは、人権オンブズパーソンに相談し、侵害されている場合には救済を求めることができることを定めています。

(人権オンブズパーソン条例では、子どもの権利侵害と男女平等にかかわる市民等の人権の侵害については、何人も相談することができるという規定になっていますが、本条例では子どもを主語にして簡潔にまとめています。)

多くの場合、子どもは何が権利の侵害かよくわからず、自分の悩みも権利が侵害されているからかどうか判然としないことが多いことから、「権利の侵害について」という表現を使い、侵害かどうかはオンブズパーソンに相談できるという規定にしています。

第2項では人権オンブズパーソン以外にも救済機関があること、また、相談や救済にあたっては市が関係機関等との連携・協力を努めていくことが極めて重要であることを定めています。

同時に第2項では、子どもの相談や救済にあたっては、子ども期の固有性に配慮する必要があることもあわせて定めています。子ども期は大変傷つきやすい反面、何が人権侵害なのかを自覚し認識する力が希薄であるとも言えます。また、人間関係を身につける途上にある子ども期において、人権侵害等で受けた傷はその後の成長に深刻な影響を与えるだけでなく、信頼を寄せる大人(例えば、親や先生等)や友達から受けた傷はなかなか回復しにくいものです。自己表現がうまくできない場合もあり、子ども本人の悩み苦しみが外部から見えにくく顕在化しにくいこともあります。

このように、子ども期そのものの特徴と子ども期の権利侵害の固有性の両面を踏まえた対応が必要であることをおさえています。(これらの特性については、人権オンブズパーソンの制度化の際にも検討されてきました。)

関係機関の具体的な例としては、地方法務局、人権擁護委員、民生委員、児童委員、虐待防止センター、病院、家庭裁判所、警察署等があります。(市の機関としては、児童相談所、教育相談センター、青少年センター、福祉事務所、保健所等があげられます。)

関係団体としては、子どもが逃げ込む民間のシェルターや弁護士会などがあり、その他にも個人としての弁護士、医師等が想定されます。

なお、この第5章を補足するにあたり、条文の表現・規定の仕方については他の条文全体と整合性を図るように配慮しました。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

<第6章の趣旨>

この章では、子どもの権利保障にとって市の施策が重要であることから、子どもにかかわる施策の基本的な指針ともなる行動計画の策定や、実施にあたっての基本理念等につき定めています。

骨子案では、子どもの権利についての広報や学習等の支援、市民活動との連携等については、この第6章の内容に含まれていましたが、本条例では、その部分は第1章の総則の中に位置づけたほうが良いとの判断から、そちらに移しています。

なお、条文としてはありませんが、子どもの権利にかかわる施策の推進については、各局で個別に進められている施策等を相互に調整し、連携を図りながら、総合的に推進していくことが求められており、そのための推進体制の整備も必要となります。

このような観点から、2001年（平成13年）4月1日、本条例の施行にあわせ、市民局の中に新たに子どもの権利担当部署が創設されました。

（行動計画）

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

本条は、行動計画の策定について明らかにしています。

子どもにかかわる市の施策は、国の省庁に応じる形でいろいろな局等で独自に進められていますが、その施策の対象となる子どもを権利行使の主体者としてとらえ、その子どもの眼から見て施策が総合的に展開されるようにしていくことが求められています。

この第1項は、そのような視点に立ち、行動計画を策定していく意義と必要性を定めています。

行動計画は、市の2010プランの体系に基づき、2000年（平成12年）12月に策定された「川崎市人権施策推進指針」における分野別方針の一つに掲げられた「子どもの人権の尊重と自立への支援」を具体化するものとして策定されることとなります。

具体的には、第38条に規定する子どもの権利委員会にこの行動計画について意見を聴き、策定していきます。成果物の具体イメージとしては、川崎市新女性行動計画「かわさき男女平等推進プラン」等が挙げられます。

既存の子ども総合プランや青少年プランとの関係については、子どもの権利保障の総合的な展開という観点から見た場合に、この行動計画を具体化する計画として各プランが位置付けられます。したがって、既存プランについては、今後、行動計画が策定された後において、各プランの改定の際に策定された行動計画の趣旨が生かされることとなります。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

市の子どもに関する施策の推進にあたり、配慮すべき3つの事項を明らかにしています。

まず第1項では、子どもの権利条約第3条第1項に規定されている子どものすべての活動の基本原則となる考え方に基づくものであることを示しています。

次の第2項では、子どもに関する施策は、教育、福祉、医療等様々な分野にわたることから、縦割りの行政機構による非効率な施策展開に陥りやすいこと等を考慮し、施策間の調整を十分に行い、総合的かつ計画的に推進することによって、効率的かつ一貫性をもった施策の展開を図ることを示しています。

第3項では、子どもの権利の保障は、行政としての市のみが取り組むのではなく、市民等との協働による取組みが重要であることを考慮し、子どもに関する施策が、親、親に代わる保護者、育ち・学ぶ施設の設置者、市民等の様々な主体の連携の下で、一人一人の子どもに対してすすめられるべきものであることを示しています。

なお、子どもに関する施策としては、本市の子育て支援策を明らかにした子ども総合プラン及び青少年の健全育成をめざした青少年プランで掲げられている施策のほか、学校教育や社会教育にかかわる施策など、各局が所管する18歳未満の子どもを対象とした施策を幅広く捉えています。



第7章 子どもの権利の保障状況の検証

<第7章の趣旨>

この章では、市における子どもの状況や子どもにかかわる施策を、行政や市民との対話をする中で子どもの権利の観点から検証し、市長に答申や意見具申する第三者的な機関として設置する「川崎市子どもの権利委員会」について規定しています。

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第38条では、子どもの権利委員会の設置とともに、設置にあたって条例により定めておくことが必要となる内容につき、第2項から第9項までに整理し規定しています。

子どもの権利委員会は、市の子どものに関する施策の検証によってとられる市の措置等が、子どもの権利の保障を推進することにつながるという基本的な考え方に基づいて設置されるものであり、市長の附属機関として、市長の諮問に応じて子どもの権利の保障状況を調査審議します。

第3項で委員を10名以内としたのは、審議する際の適正規模を考えたものです。また、第5項で任期を3年としたのは、この権利委員会が、諮問に応じた評価項目の作成、子どもの権利状況の実態把握、行政や市民との対話、保障状況についての審議とその内容のとりまとめ等、その作業内容を考えると2年では短いと判断されたからです。

また、第7項で臨時委員につき定めていますが、これは、調査審議にあたって、権利委員会の委員の専門性とは異なる分野等について審議する必要がでた場合等にも対応できるように配慮したものです。

この子どもの権利委員会については、条例上の規定以外に、詳細な内容については「規則」や「要綱」等を作成することとなります。

条例の4月1日施行にあわせ定めた「川崎市子どもの権利委員会規則」は、別紙②のとおりです。

権利委員会委員には公募の市民も入るため、そのための手続きを経たうえで委員を選考し権利委員会を設置することとなるため、発足は9月以降となる予定です。詳細な「子どもの権利委員会運営要綱」は、第1回の委員会開催時に決定されることとなります。

(検証)

- 第39条** 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
 - 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
 - 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
 - 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。
 - 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

第39条では、市の子どもに関する施策を検証する流れを明らかにしています。

検証に際して、市自らが子どもの権利の観点から子どもに関する施策の評価を行うこととなりますが、どのような視点に基づいて施策の評価を行うことが適切であるのかについて、権利委員会が検討し、その内容を市に提示します。ただし、評価の観点を本条例の各条文毎に細かく項目化していくのではなく、もう少し大きな括り方で評価していくことを想定しています。

例えば、各施策における子どもの参加の状況の評価しようとする時に、学校においては、運動会等の行事の運営に子どもが参加している状況があるかないかで評価を行うことにするのかどうかを検討し、その項目を提示するというイメージです。

市はこれを受けて自ら施策の評価を行い、その結果を権利委員会に報告します。

権利委員会は報告された内容をもとに各施策における子どもの権利の保障状況について把握するとともに、保障状況の向上を共に図る観点等から市民（子どもを含む）に意見を求めます。

権利委員会はこれらの意見を含めて施策の評価内容を総合的に勘案して検証を行い、その結果について答申します。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

権利委員会からの答申に対する市の対応、答申及び答申に基づいて講じた市の措置についての報告書の作成、公表について明らかにしています。

この報告書は、権利委員会が実施しまとめた調査結果や答申内容、市の措置等を含む「子ども白書」的なものを想定しています。



第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

「この条例の施行に関し必要な事項」としては、第6章の「行動計画」にかかわる事項、第7章「子どもの権利委員会」にかかわる事項等が想定されます。

「その他の執行機関」としては教育委員会があります。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

子ども権利条例検討連絡会議により答申された権利条例骨子案では、その第7章で、子どもの権利救済にあたる子どもオンブズパーソンについて詳細に定めています。

子どもの救済にあたっては、大人の救済とは異なる子ども固有のしくみが必要であり、子どもが安心して相談や申立てができ、その中で子どもが力をつけ、また、必要に応じて速やかに救済・保護され、ケースによってはそこから導き出された教訓を通じオンブズパーソンが市の機関に勧告・提言できるしくみとして検討されまとめられています。

一方、本市においては、市民オンブズマン制度が制定されて10年を経過し、この間の著しい社会変化等を背景として、現行の市政に対する苦情処理機能の他に、市民間の差別や虐待等の権利侵害に対する予防や調整、救済といった新たな機能・役割が求められており、このため平成11年度より、既存の市民オンブズマンの他に新たな人権救済型オンブズパーソンを設置し相互に補完しあう統合的オンブズマン制度の設計にむけ準備が進められてきました。

このように、子どもの権利条例骨子案で検討されてきた子どもの救済の内容については、後に条例化する予定で検討作業が進められていた新たな人権オンブズパーソン制度の中で実現が図られることとなっていたことから、本条例の制定時には附則に権利侵害からの救済及び回復等に資することを目的とした新たな体制の整備につき規定して関連をもたせることとしました。

〔条例の一部改正を受けて〕

このような経過があったことから、２００１年（平成１３年）６月に人権オンブズパーソン条例が制定されることにあわせ、関連して本条例も一部を改正しました。

（第５章として「相談及び救済」規定を本則に追加挿入。）

なお、本則に新たに挿入した「相談及び救済」規定と、この附則第２項「権利侵害からの救済等のための体制整備」の関係についても検討しましたが、今後、オンブズパーソンが子どもからの相談を受け面接等をするためのより適切な場所の確保、虐待等からの緊急的な避難を受け入れる機能、権利侵害によって傷ついた子どもの回復のためのカウンセリング等の人的、物的体制の整備等も課題として考えられることから、当該附則についてはそのまま残しています。

附則（平成１３年６月２９日条例第１５号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平成１４年３月２９日規則第３３号で平成１４年５月１日から施行）

子どもの権利に関する条例は、２００１年（平成１３年）４月１日より施行されていますが、この６月の市議会において一部が改正され、本則の中に第５章として

「相談及び救済」にかかわる規定が新たに挿入されました。（ただし、挿入部分以外の条文内容に変更はありません。）

新たに挿入した第５章では、市が設置する人権オンブズパーソンに相談及び救済を求めることができるという内容となっていることから、この第５章の施行期日に限っては人権オンブズパーソン条例の施行期日にあわせ、「市長が定める」としています。

附則（平成１４年３月２８日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

「保健婦助産婦看護婦法」の一部改正に伴い、本条例を改正する。第１章総則の第７条第２項中「保健婦」を「保健師」に改める。

附則（平成１７年３月２４日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

「児童福祉法」の一部改正に伴い、本条例を改正する。第１章総則の第２条第３項中「里親又は保護受託者をさし、」を「里親をさし、」に改める。

おわりに

市民や子どもたち、そして多くの関係者から意見をいただきながら成立した「川崎市子どもの権利に関する条例」の施行を前に、2001年3月、報告市民集会を開催しました。市民参加の中で2年近い検討作業を経てまとめられた答申内容を踏まえ、最終的に制定された条例の具体的な内容と施行にむけての具体的な制度や仕組みの進捗状況、そして施行後の条例を地域社会でどのように広げ、いかしていくか等、行政と市民とで考え合う場として位置づけ開いたものです。

この市民集会の開催にあわせ、子どもの権利条例子ども委員会では、市内3か所で子ども委員会主催の条例報告学習会を企画し、市内の子どもたちに呼びかけ実施しました。

3月の報告市民集会の当日は、この子ども集会（報告学習会）も最終回として同じ会場で開催され、市民集会の後半には子どもたちも合流しました。

報告市民集会の後半にパネリストとして登場した子ども委員会の代表からは、次のような、子どもたちからおとなへのメッセージが紹介されました。

子どもたちからおとなへのメッセージ

「まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。

条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。

子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」

(子どもの権利条例子ども委員会のまとめ)

「子どもに権利なんて、甘やかすだけだ」というおとなの批判に対して、子どもの権利とは何かを一生懸命考えてきた子どもたちからの答えでした。

「この条例を子どもたち自身にいかに内在化させるか、そのことが子どもたちが光輝いてくる力になる」という趣旨の指摘を市議会で受けました。

制定された子どもの権利条例を、市民とともに育てていく取組が始まっています。

川崎子ども集会アピール: 1999. 12. 11 川崎子ども集会代表者会議

わたしたちは、一人一人が個性をもち、さまざまな生き方をしています。

けれども、成績やからだのことで悩んだり、性別や国籍、障害などを理由に、いじめや差別にあったり、また一人で心を痛め、苦しめる子どももいます。今求められているのは、一人一人の違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切にされることです。わたしたちも自分を大切に、他の人も大切にしなければなりません。

◆わたしたちは、主張します。

子どもに関わることを決めるときには、わたしたちの考えも大切にしてほしいのです。親や先生の考えだけで一方的に話をすすめないでほしいのです。

おとなからはまだ頼りなくみえるかもしれませんが、わたしたちも真剣に考えています。子どもをおとなより下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしいのです。そのためには、わたしたちも、自分の考えをはっきり言えるようにならなければなりません。

わたしたち自身のことを決めるのは、わたしたちなのです。

◆わたしたちは望みます。

安心して話ができる人がいて、自由に自分を表現できる場所があることを。友だちと語り合い、楽しく遊べてホッとできる場所があることを。わたしたちの生活している家庭や学校、地域はそんな居場所になっているのでしょうか。子どもたちはみんな安心できる居場所を求めています。

◆わたしたちは提案します。

おとなに要求するだけでは、ただの甘えになってしまいます。わたしたち自身も行動していくことが大切です。自分の見方だけで相手を決めつけるのではなく、相手の立場をよく考え、ともに支え合い、ともに生きていく大切さを語り合しましょう。これからも、学校や家庭、地域で話し合い行動をしていきましょう。

◆わたしたちは約束します。

自分を大切にするとともに、他の人を大切にしていこう。一人一人の違いを互いに認めあっていこう。わたしたちも参加し、責任を果していこう。そして、わたしたちの手で子どもたちの活動する場や、集会を作り続けていこう。わたしたちは約束します。子どももおとなもともに生き、元気でいきいきと活動できる“まち”の実現をめざして。

別紙②

川崎市子どもの権利委員会規則

平成13年4月1日
規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第9項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 権利委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を権利委員会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第34号）

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成14年4月26日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

発行日 2001年(平成13年)7月

再発行 2009年(平成21年)9月

再発行 2011年(平成23年)3月

発行 川崎市・川崎市教育委員会

問合せ 川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室
子どもの権利担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

TEL 044-200-2344 FAX 044-200-3914